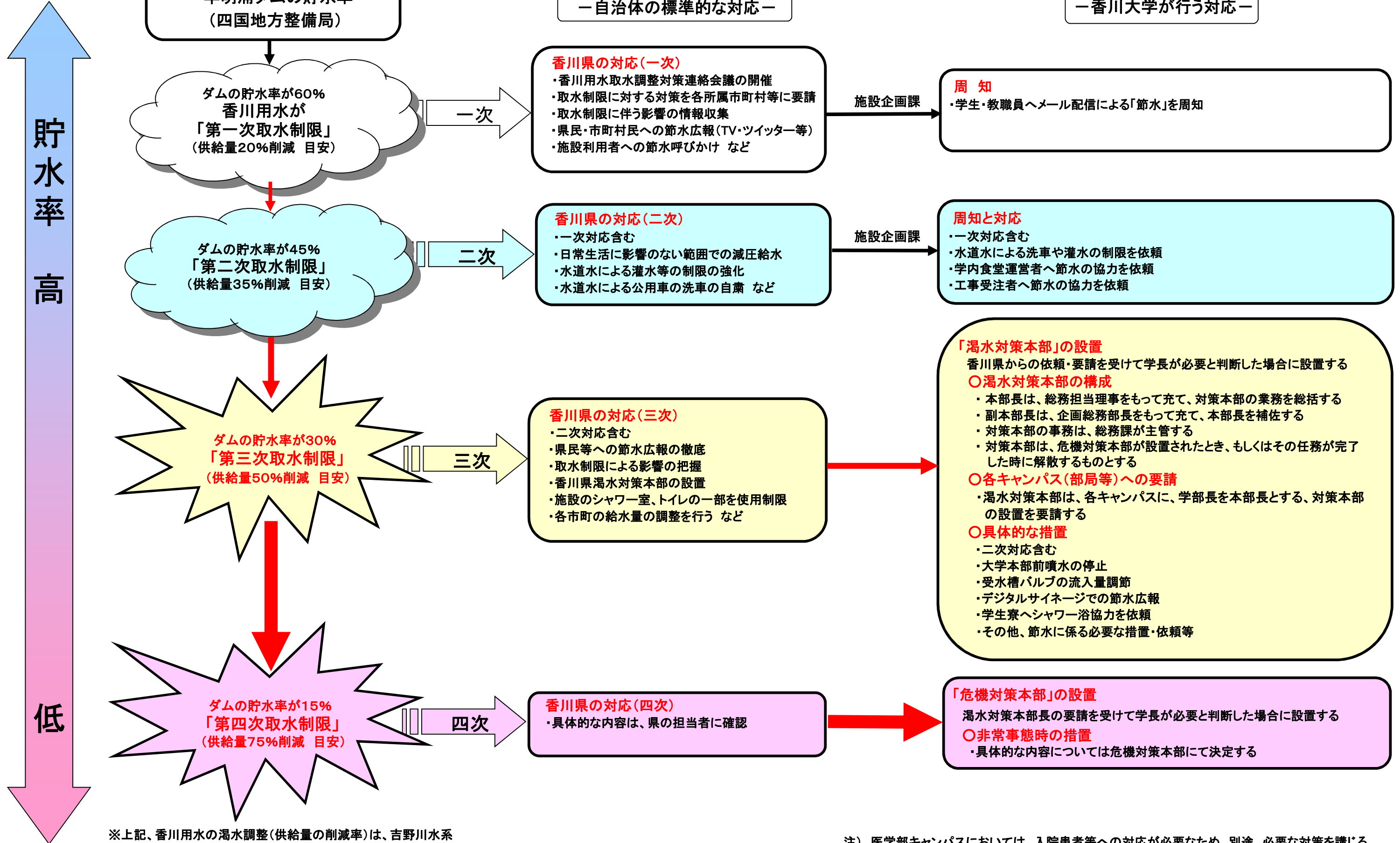


渇水対策マニュアル

平成19年5月24日制定
平成25年8月 7日改正
令和 4年9月26日改正



※上記、香川用水の渇水調整(供給量の削減率)は、吉野川水系利用連絡協議会(四国地方整備局の所管)が行っており、平成17年の大渇水時の例を参考とした目安である。

注) 医学部キャンパスにおいては、入院患者等への対応が必要なため、別途、必要な対策を講じる。